

土砂災害警戒情報等の実施に係る高知県と高知地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する細目協定

高知県土木部防災砂防課（以下「甲」という。）と高知地方気象台（以下「乙」という。）は、「土砂災害警戒情報等の実施に係る高知県と高知地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、情報の相互交換の細目について、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（運用・管理等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

2 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。

3 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。

4 障害中の情報交換については、「高知県土砂災害警戒情報に関する実施要領」による。

（情報の内容）

第3条 甲と乙が交換する情報は、「高知県土砂災害警戒情報に関する実施要領」で定める資料の種類のとおりとする。

（情報の加工）

第4条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（その他）

第5条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

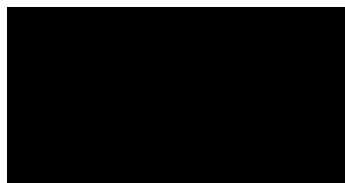
第6条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附 則

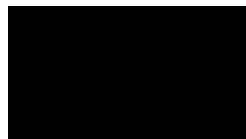
1. この細目協定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。
2. この細目協定は、平成 22 年 10 月 21 日一部改正し実施する。
3. この細目協定は、平成 25 年 10 月 1 日一部改正し実施する。
4. この細目協定は、平成 30 年 3 月 1 日一部改正し、同日から実施する。

平成 30 年 3 月 1 日

甲 高知県土木部防災砂防課長



乙 高知地方気象台防災管理官



別図 システム接続方法及び責任分界点

